

○公的研究費運営・管理規程

(平成19年9月28日規程第65号)

改正	平成20年3月21日規程第23号	平成20年9月26日規程第54号
	平成21年3月26日規程第14号	平成21年5月28日規程第22号
	平成21年9月17日規程第46号	平成21年12月25日規程第64号
	平成22年3月25日規程第22号	平成22年6月23日規程第39号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人理化学研究所(以下「研究所」という。)における公的研究費(研究所において管理する全ての研究資金をいう。以下同じ。)の運営・管理に関して必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 研究所全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者一人を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事(総括担当)をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、第3条及び第4条に定める統括管理責任者及び管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。
- 4 最高管理責任者は、研究所における公的研究費の不正な使用(以下「不正行為」という。)を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。
- 5 最高管理責任者は、公的研究費を使用又は管理する者に対し、公的研究費の適正な運営・管理に関わる意識向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する責任と権限を有する者として、統括管理責任者一人を置く。

- 2 統括管理責任者は、理事(経理担当)をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 研究所の各組織における公的研究費の運営・管理について責任と権限を有する者として、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、別表の組織区分ごとに、同表の管理責任者欄に掲げる者とする。
- 3 管理責任者は、所管する組織において、公的研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正行為を防止するよう努めるものとする。

(不正防止推進部署)

第5条 研究所全体の観点から不正行為の防止を推進する部署として、不正防止推進部署を置く。

- 2 不正防止推進部署は、監査・コンプライアンス室とする。
- 3 不正防止推進部署の長は、研究所全体の観点から実態を把握・検証し、関係者と協力して、不正行為の防止を推進する。

(相談窓口)

第6条 研究所における公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、研究所内外から相談を受け付ける窓口として、相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、外部資金に関しては外部資金室とし、その他は経理部会計課とす

る。

- 3 相談窓口の長は、研究所における公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、必要に応じて、ホームページ等により研究所内又は研究所外へ開示するものとする。

(通報窓口)

第7条 不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、通報窓口を置く。

- 2 通報窓口は、監査・コンプライアンス室とする。
- 3 通報窓口の長は、不正行為の通報に関する仕組みについて、ホームページ等により研究所内又は研究所外へ開示するものとする。
- 4 通報窓口の長は、不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 通報に関する取扱いについては、本規程に定めるもののほか、公益通報者保護法(平成16年6月18日法律第122号)及び関係法令の定めるところによる。

(公的研究費運営・管理委員会)

第8条 公的研究費の適正な運営・管理について審議するために、研究所に公的研究費運営・管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の構成及び必要な事項については、別に定める。

(調査)

第9条 最高管理責任者は、第7条第4項の報告を受けたとき、又は必要に応じて、不正防止推進部署に命じて、公的研究費の運営・管理に関する調査を行うものとする。

- 2 不正防止推進部署は、前項の調査を行ったときは、速やかに、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正行為に対する措置)

第10条 前条の調査の結果、不正行為があったと認められる場合においては、次の各号のいずれかにより措置するものとする。

- (1) 役員に不正行為があったと認められる場合においては、理事長は、その違反の程度に応じ、必要な措置を厳正に行うものとする。
- (2) 職員に不正行為があったと認められる場合においては、その違反の程度に応じ、定年制職員就業規程又は任期制職員就業規程の定めるところにより、懲戒処分又は厳重注意等人事管理上必要な措置を厳正に行うものとする。
- (3) 役職員以外の者に不正行為があったと認められる場合においては、必要に応じて、損害賠償請求又は告訴するものとする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日規程第23号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日規程第54号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規程第14号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月28日規程第22号)
この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年9月17日規程第46号)
この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日規程第64号)
この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規程第22号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月23日規程第39号)
この規程は、平成22年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

組織区分		管理責任者
本所	研究戦略会議	研究戦略会議長
	情報基盤センター	センター長
	次世代スーパーコンピュータ 開発実施本部	企画調整グループディレクター
	X線自由電子レーザー計画推進 本部	企画調整グループディレクター
	その他の組織	最高管理責任者が指名する者
和光研究 所 (理研BNL 研究セン ター及びR AL支所を 除く。)	基幹研究所	基礎基盤研究推進部長
	脳科学総合研究センター	脳科学研究推進部長
	仁科加速器研究センター	基礎基盤研究推進部長
	その他の組織	最高管理責任者が指名する者
筑波研究 所	バイオリソースセンター	研究推進部長
	その他の組織	研究推進部長
播磨研究 所	放射光科学総合研究センター	研究推進部長
	その他の組織	研究推進部長
横浜研究 所	植物科学研究センター	研究推進部長
	ゲノム医科学研究センター	研究推進部長
	免疫・アレルギー科学総合研 究センター	研究推進部長
	オミックス基盤研究領域	研究推進部長
	生命分子システム基盤研究領 域	研究推進部長
	生命情報基盤研究部門	研究推進部長
	新興・再興感染症研究ネット ワーク推進センター	研究推進部長
	その他の組織	研究推進部長

神戸研究所	発生・再生科学総合研究センター	研究推進部長
	分子イメージング科学研究センター	研究推進部長
	計算生命科学研究センター設立準備室	企画調整グループディレクター
	その他の組織	研究推進部長
社会知創成事業	イノベーション推進センター	連携推進部長
	創薬・医療技術基盤プログラム	横断プログラム推進室長
	バイオマス工学研究プログラム	横断プログラム推進室長
	次世代計算科学研究開発プログラム	横断プログラム推進室長
	その他の組織	連携推進部長
計算科学研究機構	計算科学研究機構に設置される組織	研究支援部長
理研BNL研究センター	理研BNL研究センター	事務主幹
RAL支所	RAL支所	事務主幹